

愛川町排水設備施工要領

平成19年4月1日（改定）
平成27年2月2日（改定）

愛川町建設部下水道課

排水設備新設等確認申請書の作成

添付書類

- ア) 見取案内図 1 / 10,000以上 (※案内図上に**申請地**と明記し赤枠で囲む)
- イ) 平面図 表1の凡例により記入、縮尺は1 / 300以上
- ウ) 縦断図 縮尺について、横は平面図と同じ、縦は1 / 20以上
- エ) 構造図 縮尺は、1 / 20以上

※添付書類に記載する数値については表2を参照。

既設排水施設の取扱い

既設排水施設のうち、町の構造基準に適合する施設は、既設排水施設認定申請書を提出すれば、排水設備として認定することが出来る。

表1 設計凡例図

名称	記号	名称	記号	名称	記号
大便器		除外施設		公私境界線	-----
小便器		汚水枿		隣地境界線	-----
兼用便器		サンドトラップ		建物外周	—————
手洗器		公共汚水枿		建物間仕切	-----
流し類		立管		排水管 管	<u>(T・P)</u>
浴場		排水溝		排水管 ビニール管	<u>(H・P)</u>
床排水		排水管		排水管 コンクリート管	<u>(C・P)</u>
掃除口		管の交叉		排水管 塩化ビニール管	<u>(V・P)</u>
外流し					

注意事項

1. 境界線・建物外周・間仕切り・寸法線は細線、排水設備は太線とする。
2. この凡例により難しい場合は、別に凡例を示してこれを用いる事が出来る。
3. **新設**の本管及び枿は**赤色**、**既設**の本管及び枿は**青色**で示す。

表2 記入数値の単位

種別	区分	単位	記入数値
排水管	管径 (φ)	mm	
	管厚 (t)	mm	
	勾配 (i)	%	小数点以下1位迄
	延長 (l)	m	小数点以下1位迄
枿	内径 (φ) 内法 (□)	mm	
	深さ (H)	m	小数点以下3位迄
縦断図	地盤高	m	小数点以下3位迄
	土被り	m	小数点以下3位迄
	管底高	m	小数点以下3位迄

注 意 事 項

※各記入数値以下の端数は、四捨五入とする。

管径と勾配

排水管の管径と勾配は相関関係にある。勾配を緩くとれば、流速は遅くなり、流量は少なくなることから管径の大きいものが必要となる。逆に、勾配を急にとれば流速は速くなり、流量は多くなることから管径が小さくても所要の排水量を流す事が出来る。

しかしながら、必要以上に急勾配にすることは汚物等の搬送に支障を生じ、排水管閉塞の原因となるため表3・表4のとおり定めるものとする。また、排水管の流速は、0.8～1.3m/secが理想であるが、最小0.6m/sec、最大3.0m/secとする事が出来る。

表3 排水管の内径及び勾配 (本管)

排水人口 (人)	排水管の内径 (mm)	勾 配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上
300以上600未満	200以上	100分の1.5以上
600以上	250以上	100分の1.3以上

※浄化槽を廃止する場合や公共汚水枿の深さに制限がある場合はこの限りではないが、排水管勾配が1.0%以下となる場合は、下水道課との協議により決定。

表4 排水管の内径 (枝管)

種 別	内 径 (mm)
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50以上
浴槽 (家庭用) 接続管及び炊事場接続管	75以上
大便器接続管	100以上

※枝管の内径についても、図面上に描き込むこと。

土被りについて

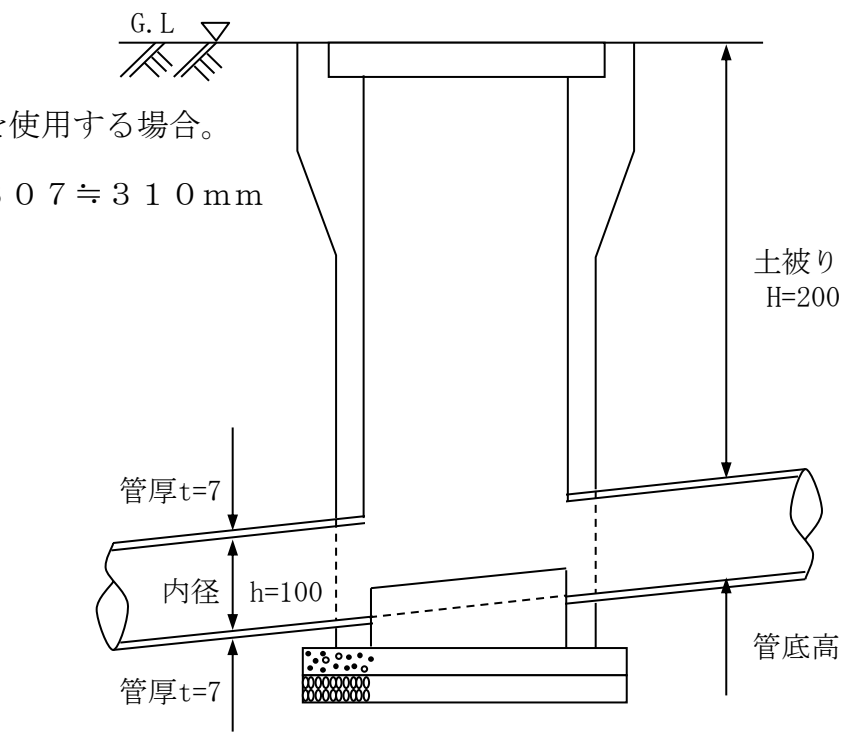
排水管の最小土被りは表5による

表5 排水管の最小土被り

宅 地 内	20 cm以上
私 道 内	45 cm以上

※最小土被りを確保できない場合には、舗装や柵を設置することにより**管を保護**する事。
ただし、浄化槽を廃止する場合はこの限りではない。（下水道課と協議すること。）

例えば、内径100mmの管を使用する場合。
管底までの最小深さHは、
 $H = (200 + 100 + 7) = 307 \div 310 \text{ mm}$
以上で設計するものとする。



柵の設置基準

柵の設置

柵は、流入管を取りまとめて円滑に下流管に誘導する役目をもち、排水管の点検・清掃が容易に出来る事を目的としている。

以上のことから、柵は次にあげる箇所に設置しなければならない。

- (1) 排水管の**起点(終点)・屈曲点・合流点。**
- (2) 排水管の内径・形状・管種・勾配の変わる点。
- (3) 排水管の長さが、その内径又は内法幅の**120倍**を超えない範囲内において、管渠の清掃上適当な箇所。
- (4) 屈曲部には原則柵を設けるが、施工上の理由により柵が取付けられない場合は、**枝管の屈曲部より1m以内に起点の柵を設置すること。**

表6 排水管の最大延長

管 径 (mm)	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0
最大間隔 (m)	1 2	1 8	2 4	3 0

表7 柵の形状及び口径 (コンクリート柵)

分類	排水管の内径・内法 (mm)	柵の深さ (cm)	柵の内径・内法 (cm)
甲	200以下	70未満	30以上
乙	200以下	70以上	40以上
	200を超え300以下		
丙	300を超える		50以上

柵のふた

汚水柵のふたは、密閉することができ、堅固で、耐久力を有するものとする

表8 塩ビ柵の口径

分類	排水管の内径・内法 (mm)	柵の深さ (cm)	柵の内径・内法 (cm)
甲	200以下	150未満	15以上
乙	200以下	150以上	下水道課と協議にて決定

外水道の設置

① 接続について

外水道の接続について、泥溜桝を設置し接続することが出来るが、申請者が接続を希望しない場合においては**浸透桝**にて処理することも出来る。

② 設置位置について

外水道を接続する場合における排水口の設置箇所は原則として雨水が流入しない場所とし、やむを得ない場合においては排水口に**ゴム栓等**ができる措置をとること。

※雨水が流入しない場所とは屋根及びひさしの下等をさす。

③ 泥溜桝の構造について

泥溜桝は**口径300mm**の桝とし、**泥溜深さを150mm**とする。臭い止めについては泥溜内にエルボを下向きに設置し、合流桝の中間部に接続する。またその際にはコーキング等の処置をする。その他に合流桝の管底接続ができる場合にはトラップにて臭い止めとする事が出来る。**(トラップ桝を泥溜桝の代わりにすることはできない。)**

※泥溜桝も本管の一部として扱うため数値を設計図面に必ず明記すること。

露出排水管の取り扱いについて

施工上擁壁等により露出配管を設置する場合、以下の条件を満たす事。

- ①排水管はVP以上の材質を使用すること。
- ②**掃除口**を設置し管理出来るようにすること。
- ③**露出排水管使用念書**を添付すること。

ディスポーザーの取り扱いについて

単体式ディスポーザーの使用は許可しない。また、集合式ディスポーザーについては下水道課及び相模川流域下水道公社との協議により決定する。

工事完了年月日について

- ①外構工事のメドがたたない場合は、接続日を記載すること。
- ②外構工事の予定を把握しており、宅地内桝の高さ調整が必要とされる場合は、外構工事完了後の日付を記載すること。

開始時メーター指針、使用開始等年月日について

設置区分が**新設**の場合のみ記載すること。